

評議員・役員等の費用の弁償に関する規定

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人 旭光会（以下「法人」という。）定款第8条ならびに第21条各項に関する事項を定めることを目的とする。

(評議員)

第2条 本規定の評議員の範囲は定款第2章に規定する次に掲げるものをいう。

一、評議員

(役員)

第3条 本規定の役員の範囲は定款第4章に規定する、次に掲げるものをいう。

一、理事

二、監事

(評議員会議、役員会議等旅費日当)

第4条 この法人が定款で定めた評議員会、理事会、監事による監査を実施した場合の旅費及び日当は、別表のとおりとする。

2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(改正)

第5条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

附 則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

第4条関係 旅費 1会議 5,000円

評議員・役員等の費用の弁償に関する 規定

平成29年4月1日制定

社会福祉法人 旭光会

旭 保 育 園